

答申第26号

答 申

1 審査会の結論

平成25年6月4日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関である人事課が平成25年6月18日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、「公務上・公務外、事故区分」は開示すべきである。また、「事故発生状況」については、公務中の事故に限り、その記述内容のうち個人情報を除く部分は、開示すべきである。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

- (1) 異議申立人は、津市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成25年6月4日付けで「津市立小学校、中学校の職員事故報告書の写し」について、本件開示請求を行った。
- (2) 本件開示請求に対応する公文書として、実施機関は「平成24年度中の事故報告書（交通事故）」（以下「本件公文書」という。）を特定した。
- (3) 実施機関は、平成25年6月18日付けで開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載し、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(ア) 開示しない部分

公務上・公務外・通勤途上、公用車・私用車・その他の別、所属長の印影部分、事故発生年月日時、事故発生場所、事故区分、市・私側の全ての項目、相手側の全ての項目、車両等の損害程度の全ての項目、事故発生状況、事故現場見取図、処置の概要、報告日、報告者の所属・職名・氏名及び印影、行政刑事処分の有無、過失割合、所属長の意見、所属長の職名及び氏名

(イ) 開示しない理由

条例第7条第2号（個人情報）に該当するため。また、条例第7条第6号（事務・事業情報）エに該当し、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められるため。

(4) 異議申立人は、平成25年8月5日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分を取消し、開示を求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

事故報告書の開示しない部分（公務上・公務外・事故区分・事故発生状況）としたのは、条例第1条の趣旨に反した決定であり、違法不当である。

4 実施機関の不開示理由説明

平成24年度中の事故報告書（交通事故）のうち「公務上・公務外・事故区分・事故発生状況」を開示しない理由は、当該部分が条例第7条第2号（個人情報）に該当するため、また、条例第7条第6号（事務・事業情報）エに該当し、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められるためとしています。

5 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件公文書のうち開示しないとした「公務上・公務外・事故区分・事故発生状況」の部分について争っている。

このことから、以下、本件処分の条例第7条第2号及び条例第7条第6号エの該当性について検討する。

条例第7条において、公文書は、原則開示すべきであるという原則公開の基本的枠組みが定められているが、その各号においては、開示することにより私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれが生ずるなど、不開示とすべき合理的な理由があるものを不開示情報として定めている。

(1) 条例第7条第2号及び第6号の該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報を、いわゆる個人情報として不開示とするものである。

次に、条例第7条第6号は、事務・事業情報に関する情報であって、エは、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報を不開示とするものである。

本件請求に対し、実施機関が特定した本件公文書は、津市職員服務規程により、職員が公務中に限らず交通事故等を起こした時、市長に報告する

ために提出するものである。

実施機関の意見陳述及び当審査会が行った聴取から、実施機関は、本件公文書について、あくまで職員個人が提出する書類となることから記述内容全てが個人情報となること、また、記述内容に、事故に関係する職員だけでなく相手方等特定の個人が識別できる情報を含み個人の権利利益を害するおそれがあるとし、条例第7条第2号に該当すること、また、この情報を公にした場合、今後正確な事故報告書の提出がされなくなるなどの事態が想定され、人事管理に係る事務に関して公正かつ円滑な人事の確保に支障をおよぼすおそれがあることから条例第7条第6号に該当するものとした。

今回、異議申立人は、実施機関が行った本件処分における開示しない部分のうち、「公務上・公務外・事故区分・事故発生状況」について、開示すべきとの異議申し立てがなされている。

ここで「公務上・公務外及び事故区分」であるが、これらは本件公文書の様式の中、該当する部分を選択するもので、開示しても個人の特定にはつながるとは考え難く、条例第7条第2号に該当するとは言えないものと考えられる。また、これらを開示し、他の情報と組み合わせたとしても、本件公文書の他の部分が不開示であるならば、それにより直ちに処分等の特定に至り、人事管理上の不利益につながるとは考えにくいことから、第7条第6号に該当するとは言い難い。

次に「事故発生状況」については、事故発生時の状況を詳細に記述する項目であることから、職員以外に事故の相手方の氏名等の記述もされることがあり、条例第7条第2号に該当する部分は存在するものの、情報公開制度の意義を鑑みた場合、個人情報等の記載を除き、その事実の部分の記載については、開示することが望ましいと考えられる。ただし、公務外の事故については、公務員個人の私的な情報となり、条例第7条第2号に該当するものであるが、公務中の事故については、公務遂行上なし得た行為であるから、「事故発生状況」については、公務上の事故に限り個人情報等の記載を除く部分を開示することが望ましい。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 10 月 9 日	諮問書の受付
平成 26 年 1 月 16 日	諮問案件の審議並びに実施機関からの口頭 意見陳述
平成 26 年 3 月 3 日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	秋 山 明 子
委 員	白 石 友 行